

第5章

安全・安心、快適な地域をつくる人のまち

第5次基本構想・後期基本計画 策定案

第5章 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち

第1節 計画的な土地利用の推進

1. 施策の方向性

活力と魅力ある快適なまちを創出するため、良好な都市機能・都市環境の形成、市街地の貴重な緑などの自然環境の保全、地域振興を進めるための土地利用の誘導など、地域の持つ特性や資源を活かした計画的な土地利用を進めます。

2. 現状と課題

- ①市の**面積都市計画区域** 1,970haのうち市街化区域*は43.1%（849.0ha）を占めています。市街地は、東武東上線のみずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅**周辺**を中心として土地区画整理事業による整備を行い、地区計画*制度により、地区の特性に応じた良好な生活環境の保全に取り組んでいます。

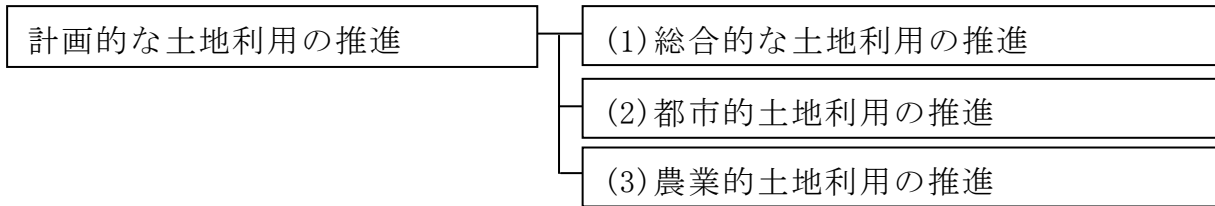
【文言の修正】 文言整理のため

- ②都市基盤整備の十分ではない中で市街化が進行した地区もあることから、住環境の整備・改善を検討する必要があります。
- ③建築可能な建物の用途を定める用途地域（849.1ha）のうち、住居系が806.6ha（用途地域の95.0%）を占めています。
- ④市街化区域*面積に対する生産緑地地区*の割合は、~~10.069.7%~~を占めており、貴重な緑地空間となっています。

【文言の修正】 最新のデータに置き換えたため

- ⑤市街化調整区域*は、市域の56.9%（1,121ha）を占めており、首都30km圏内にありながら農地が広がっている状況は、大きな特徴となっています。
- ⑥本市は、豊かな自然環境を残しつつ、首都近郊の住宅都市として発展を続けてきましたが、今後は、交通アクセスなどの立地条件を活かした土地利用を推進するとともに、地域の実情にあった秩序ある土地利用について検討する必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 総合的な土地利用の推進（まちづくり推進課）

- ①活気と魅力があり、誰もが住み続けたいと思えるまちを目指し、地域ごとの特性を活かしながら良好な居住環境の形成を進めます。
- ②自然環境との調和に配慮しつつ、市民生活の利便性向上が高まる土地利用を計画的に進めます。

(2) 都市的土地利用の推進（まちづくり推進課）

- ①駅周辺は、引き続き、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を進めます。
- ②新たな市街地形成が予定されている地域は、自然環境との調和に配慮しつつ、快適な住環境と良好な都市機能を創出するため、地域特性に応じた手法によるまちづくりを進めます。

(3) 農業的土地利用の推進（産業振興課）

- ①市街化調整区域*においては、豊かな生産力とともに、治水など多面的な機能を持つ農地を保全するため、農業振興地域整備計画*の適切な運用を行います。
- ②市街化区域*においては、生産緑地制度により、緑地機能や農業生産活動の維持に努めます。

第2節 水と緑の保全と活用

1. 施策の方向性

斜面林、屋敷林、河川、湧水などを貴重な財産として保全に努めるとともに、公共施設の緑化や街路樹の整備など新たな緑の創出を進めます。また、自然や歴史・文化資産は多くの人々が訪れ、親しみ、憩い、交流できる空間として活用します。

公園・緑地は、より身近で親しみやすい空間として、市民と行政の協働による整備と活用を進めます。

2. 現状と課題

- ①急激な都市化の進展により、樹林地や田畑の面積は、平成2年の933.6haから平成23年度には717ha平成27年には674haまで減少していますが、今もなお、水と緑に恵まれた良好な田園・自然環境が残されています。この自然環境・景観を次世代に継承するため、市民緑地*（~~2カ所、0.6ha~~4カ所、1.9ha）、緑の散歩道*（~~8カ所、1.8ha~~6カ所、1.2ha）の制度や緑地保全基金*などの活用により、緑地の保全に努めています。

【文言の修正】最新のデータに置き換えたため

- ②公園は自然環境の保全、スポーツ・レクリエーション活動の拠点、災害時の一時集合場所など様々な機能を有し、快適な市民生活を送る上で重要な役割を担っています。

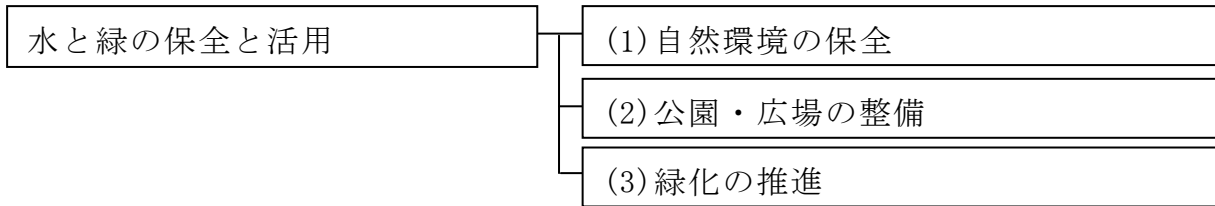
- ③本市の公園面積は、土地区画整理事業地内の公園整備などを積極的に進めた結果、平成13年度の約22haから平成24年度には約3839haと大きく増加しました。一方、昭和30年代から40年代に開発された既成市街地には、用地確保が困難なことから公園が整備されていない地域があり、その整備が課題となっています。

【文言の修正】最新のデータに置き換えたため

- ④びん沼自然公園、水子貝塚公園や難波田城公園などの特色を活かした公園は、多くの人々が訪れるよう、一層の周知と活用が求められています。

- ⑤既存の公園は地域ニーズに合わせた機能を持たせていく必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 自然環境の保全（まちづくり推進課）

- ①市民緑地*、緑の散歩道*、保存樹林などの制度と併せ、緑地保全基金*の活用により緑地の保全を行います。
- ②緑地や湧水の維持保全に向けて市民と連携し、協働による自然環境保全の仕組みづくりに努めます。

【参考】中期基本計画の主要事業

『緑化推進事業』（まちづくり推進課）
市民緑地や緑の散歩道などの制度や緑地保全基金の活用により、緑地保全に努めます。

(2) 公園・広場の整備（まちづくり推進課）

- ①地域の特色を活かした、公園や広場の整備を進めます。
- ②公園づくりの段階から市民と行政による協働を進め、より身近で愛着が感じられる公園を目指します。

【参考】中期基本計画の主要事業

『公園整備事業』（まちづくり推進課）
遊び場やレクリエーションの場など市民の憩いの場として、また、都市防災、景観の観点から公園整備を進めます。

(3) 緑化の推進（まちづくり推進課）

- ①道路、駅周辺、公園、学校などの公共施設の緑化を推進します。
- ②地区計画*や緑地協定の活用のほか、生垣設置への補助などにより個人住宅の緑化を促進します。

【参考】中期基本計画の主要事業

『いつでも花いっぱい緑いっぱい事業』（地域文化振興課、まちづくり推進課、産業振興課、教育政策課）

桜、ふじ、菖蒲、紫陽花、コスモス、菜の花、レンゲソウなど、季節ごとにきれいな花を楽しめる取り組みを行います。また、道路、駅周辺、公園や学校などの公共施設の緑化を進めるほか、住宅の生垣設置に対する支援を行い、緑に囲まれたまちづくりを進めます。

第3節 循環型社会の形成と生活環境の保全

1. 施策の方向性

誰もが快適な生活を送ることができる環境を創出するため、廃棄物の減量や分別処理、リサイクルが徹底された循環型社会の確立を推進します。また、省エネルギー化や新しいエネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を推進します。

さらに、市民、事業者、行政の連携により環境美化を推進します。

2. 現状と課題

~~①温室効果ガスの増加による地球温暖化が世界的な問題になっていることから、市は地球温暖化対策推進法に基づき、平成18年に地球温暖化対策実行計画を策定し、行政の事務事業や公共施設における温室効果ガスの排出抑制に努めています。平成23年には、基準年（平成16年）との比較で約21%の削減を達成しました。また、東日本大震災以降は、太陽光発電の固定価格買取制度等をはじめとする再生可能エネルギーの利用促進が図られ、省エネ、節電を取り入れたライフスタイルへの見直しが求められています。そのような中、さらなる地球温暖化対策を推進するために、平成25年度から富士見市全域において市民や事業所との連携を強化し、温室効果ガスの削減と再生可能エネルギー導入を進めています。~~

富士見市地球温暖化対策実行計画*に基づき、市民や事業所と連携して、温室効果ガス*の排出抑制と再生可能エネルギー*の導入を進めています。

【文言の修正】現状を反映したため

~~②平成21年に改正省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）が施行されにより、一定以上のエネルギーを使用している工場や事業場などにおける省エネルギー対策をさらに強化していく必要があります。~~

【文言の修正】法律名称が相違していたため

③良好な環境の維持、創出に対する取り組みは、環境問題を取り巻く状況の変化に合わせ、第2次富士見市環境基本計画*に基づき、市民、事業者及び行政が相互に連携・協働して積極的に推進します。

④環境問題に対する意識が高まる中、資源循環型社会への転換が求められていることから、富士見市一般廃棄物処理基本計画*第2次計画に基づき、ごみ分別の徹底や減量化をさらに進める必要があります。

- ⑤ ~~「富士見市をきれいにする条例」の理念である、きれいで安全なまちづくりを推進するために策定された「富士見市美化推進計画」第2次富士見市美化推進計画*~~に基づき、市民、事業者及び行政が相互に連携しながら環境美化に取り組んでいるほか、「美化推進重点区域*」及び「路上喫煙禁止区域*」を定め、投げ捨てや路上喫煙への対策を積極的に進めています。

【文言の修正】 最新の情報を反映したため

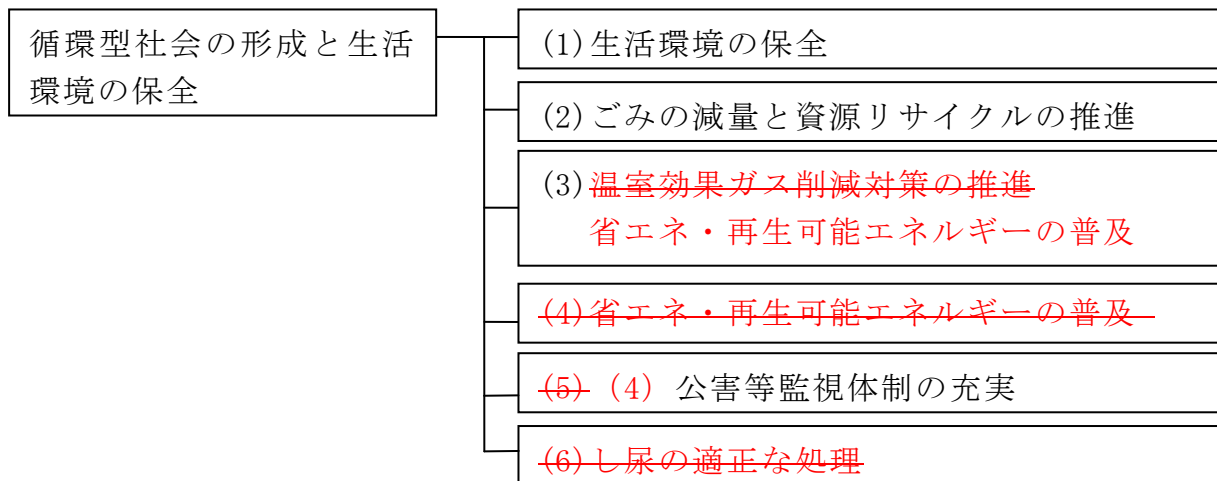
- ⑥ 核家族化や少子高齢化が進展する中で、所有者の高齢化などの理由により空き家が増える傾向にあり、災害や犯罪の抑止、地域の良好な環境の維持のために対策が求められています。

【文言の修正】 最新の情報を反映したため

- ⑦ し尿処理業務について、処理施設の老朽化に伴う新設工事を進めています。

【文言の追加】 取り組み内容を追加

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 生活環境の保全（安心安全課、環境課、建築指導課）

- ① ~~環境基本条例や富士見市をきれいにする条例の理念第2次富士見市環境基本計画*や第2次富士見市美化推進計画*~~に基づき、市民、事業者、行政が一体となって、~~環境に対する意識を高め、環境の保全、創造に関する施策を計画的に人と自然が共生できる、清潔で美しいまちづくりを進めます。~~

【文言の修正】 最新の情報を反映したため

②不法投棄を防止するため、パトロールの実施や情報の提供を行います。
また、関係機関と連携し、不法投棄物の回収や処理を行います。

③~~老朽化した空き家について、適切な管理が行われていない空き家等を適正に管理するための条例を制定します。また、条例に基づき、近隣住民や地域、関係機関と連携して、空き家の適正管理に向けた取り組みを推進します。~~するとともに、空き家の利活用に努めます。

【文言の修正】 中期基本計画の課題を反映したため

【参考】 中期基本計画の主要事業

『環境基本計画策定事業』（環境課）

人と自然が共生できる豊かな環境の創造を目指して、環境基本計画に基づく施策を市民、事業者、行政で進めます。

『美化推進事業』（環境課）

美化推進計画に基づき、市民、事業者、行政の連携による環境美化を進めます。

（2） ごみの減量と資源リサイクルの推進（環境課）

①リデュース（減量）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）・リフューズ（不要なものは断る）を基本として、~~資源の有効活用などを進め、引き続き、ごみの減量化を進めます。~~資源化が可能な廃棄物を有効活用するなど、廃棄物のさらなる減量に取り組みます。

【文言の修正】 中期基本計画の課題を反映したため

②~~一般廃棄物会計基準の導入によるごみ処理コストの把握やごみ収集体制の見直しにより、ごみ処理全体のコスト削減と効率化に取り組みます。~~

【文言の削除】 導入の見込みがないため

『ごみ収集事業』（環境課）

ごみ処理コストを他団体と比較できる一般廃棄物会計基準の導入により、ごみ処理に係る費用を分析し、情報提供を行うとともに、ごみ処理全体のコスト削減と効率化に取り組みます。

(3) 温室効果ガス削減対策の推進

省エネ・再生可能エネルギーの普及（環境課）

- ① 地球温暖化対策実行計画*に基づき、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー*の導入促進、壁面緑化などを推進し、市民・事業者・行政が一体となり温室効果ガス*の削減と併せて、照明器具のLED化*などの省エネルギー化を促進します。

【文言の追加】 中期基本計画の課題を反映したため

【参考】 中期基本計画の主要事業

『「減らせ！CO₂」推進事業』（環境課）

中期的な温室効果ガス削減目標を定め、市民・事業者・行政の連携により地球温暖化対策を進めます。

~~-(4) 省エネ・再生可能エネルギーの普及（環境課）-~~

- ~~① 太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及促進を図るとともに、照明器具のLED化など、環境と共生し持続可能なエネルギー利用を推進していきます。~~

【文言の削除】 (3) の取り組みと重複するため

~~-(5) (4) 公害等監視体制の充実（環境課）~~

- ① 大気中の二酸化窒素や大気、土壌のダイオキシン類、河川の水質、自動車騒音、空間放射線量などについて定期的に測定を行い、その結果を公表し、市民・事業者・行政が一体となって公害等監視体制を充実します。

【参考】 中期基本計画の主要事業

『大気・土壌・河川などの環境調査』（環境課）

二酸化窒素に関する大気調査、ダイオキシン類に関する大気及び土壌調査、水質の汚濁状況、自動車騒音、空間放射線量などに関する調査を実施します。

~~（6）し尿の適正な処理（環境課）~~

- ~~①入間東部地区衛生組合における、し尿処理業務を継続しながら、処理施設の老朽化対策に努めます。~~

【文言の削除】現状と課題へ掲載したため

第4節 市街地の整備

1. 施策の方向性

魅力あふれる質の高いまちをつくるため、人と環境にやさしく、災害に強いまちづくりを基本とした市街地整備を進めます。

各駅周辺においては、居住環境の維持・向上と商業、業務機能を集積して市街地の魅力を高めるとともに、市民や事業者の協力により美しいまちなみを創出します。

既成市街地は、地域の実情に応じた生活関連施設の整備を進め、利便性、安全性、快適性を高めます。

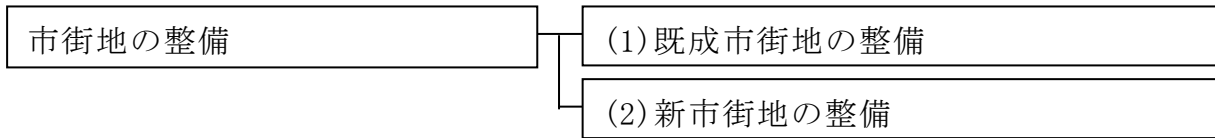
新市街地については、交通利便性などの地域特性を踏まえ、地域住民の理解と協力のもと、都市と自然が調和した計画的な整備を進めます。

2. 現状と課題

- ①市街地は、都市基盤整備により計画的な土地利用が進められている地区と、昭和30年代から40年代にかけての急激な人口増加により、都市基盤が十分に整備されないまま開発が進んだ地域とに大別できます。
- ②既成市街地の鶴瀬駅東口及び西口地区は、土地区画整理事業により居住環境の整備、宅地の利用増進を図るとともに、魅力ある商業集積の促進や災害に強いまちづくりを進めています。また、ふじみ野駅周辺、針ヶ谷地区及び鶴瀬西のつるせ台地区は、地区計画*により良好な居住環境の保全に努めています。
- ③既成市街地は、建物が密集し、狭あいな道路が多く、公園・緑地などのオープンスペース*が不足していることから、防災機能の強化などのため、地域の実情に応じた整備を検討する必要があります。
- ④市街化区域*へ編入した水子・諏訪地区は、地区計画*制度や小規模土地区画整理事業などにより計画的なまちづくりを進めています。
- ⑤シティゾーン及び柳瀬川水辺都市ゾーンは、地域振興と都市機能を充実するため、~~整備を推進する必要がありますシティゾーンでは、大規模商業施設の整備が進められています。土地利用の検討を行っています。~~

【文言の修正・削除】事業の進捗に伴うもの

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 既存市街地の整備

(まちづくり推進課、鶴瀬駅西口整備事務所、鶴瀬駅東口整備事務所)

- ①快適な都市環境を形成するため、地区計画*の活用や土地区画整理事業などの手法により、地域の実情に応じた基盤整備を進めます。

【参考】中期基本計画の主要事業

『鶴瀬駅西口土地区画整理事業』（鶴瀬駅西口整備事務所）

鶴瀬駅西口の駅周辺22.5haについて、土地区画整理事業により、都市基盤整備と宅地の利用増進を図り、快適かつ機能性の高いまちづくりを進めます（事業期間：平成4～28年度）。

『鶴瀬駅東口整備事業』（鶴瀬駅東口整備事務所）

鶴瀬駅東口駅前広場を含む都市計画道路鶴瀬駅東通線周辺の4.9haについて、土地区画整理事業により、都市基盤整備と宅地の利用増進を図り、良好な市街地形成と商業・業務・住宅の調和したまちづくりを進めます（事業期間：平成12～30年度）。

(2) 新市街地の整備（まちづくり推進課）

- ①快適な市民生活の実現と都市機能充実のため、土地利用構想に定めた各ゾーンについて、地域特性に合った整備手法により、計画的な整備を進めます。
- ②水子・諏訪地区は、地区計画*制度や小規模土地区画整理事業などにより、都市機能向上のための整備を計画的に進めます。

【参考】 中期基本計画の主要事業

『水子地区のまちづくり』（まちづくり推進課、道路治水課、下水道課、交通・管理課、建築指導課）

市街化区域再編入に伴い、地区計画などに基づく基盤整備を進めます。

『シティゾーン整備推進事業』（まちづくり推進課）

市役所周辺地区を市民のコミュニティや生涯学習の場、公園、行政機能に加え、商業・業務機能を有するゾーンとして整備します。

『リブレーヌ都市整備事業』（まちづくり推進課）

国道463号の沿道に位置し、柳瀬川駅に近接しているという交通の利便性を活かし、地域の発展と活性化に資する魅力的なまちづくりを進めます。

第5節 道路・交通環境の整備

1. 施策の方向性

安全で快適に利用できる道路・交通環境を確保するため、地域間移動の円滑化を図る道路や、歩行者や自転車が安心して利用できる道路を計画的に整備し、総合的な道路・交通体系の確立に努めます。

交通事故から市民を守るため、交通安全施設の充実や意識啓発を推進します。

駅周辺における放置自転車や違法駐車を解消し、まちの美観と安全性を高めるため、利用者への啓発や指導の強化に努めるとともに、市民の移動利便性を高める市内循環バスの円滑な運行に努めます。

2. 現状と課題

①平成 2427 年度に実施した市民意識調査*では、依然として「安全で快適な道路の整備」に対する不満度が高く、誰もが安全で快適に利用できる道路の整備が引き続き求められています。

【文言の修正】最新のデータに置き換えたため

②幹線道路は、歩道や右折車線などについて整備が求められています。

③都市計画道路などの幹線道路は、土地区画整理事業などによって一部の整備が進んでいますが、移動の円滑化や地域活性化などのため、計画的に整備を進める必要があります。

④大規模商業施設の開業による交通環境の変化を踏まえた道路改良などに取り組んでいます。

⑤生活道路は、高齢化社会の進行などを踏まえ、狭あいな道路の解消やバリアフリー*化などが求められており、安全な歩行空間の確保や安心して自転車が利用できる環境を整備する必要があります。

⑥災害に強い道路網の確保を図るため、老朽化した道路や橋の維持管理を進める必要があります。

⑦市内の交通事故件数は平成 16 年をピークに減少傾向にありますが、引き続き交通安全に関する教育や啓発を進める必要があります。

⑧ 駅周辺では、放置自転車や路上駐車対策のほか、まちの美観の向上と歩行者などの安全確保のため、駐輪指導により市立自転車駐車場（11カ所）などの利用促進や、違法駐車解消などを近隣自治体や関係機関と連携し進めています。

⑨ ~~交通安全施設については、通学路等の安全対策として整備を進めていますが、老朽化による事故を未然に防ぐため、点検や改修を計画的に行う必要があります。~~

通学路などの安全点検を行い、点検結果に基づいて交通安全施設の整備を進めています。

【文言の修正】現在の取り組み状況を反映したもの

⑩ ~~道路附属物の老朽化による事故を未然に防ぐため、それらの総点検を実施し、改修を計画的に進めています。~~

【文言の修正】現在の取り組み状況を反映したもの

⑪ ~~市内循環バスは、路線の見直しなどにより利用者が増加していますが、大規模商業施設の開業に伴い路線バスが拡充された場合には、市内循環バス路線の見直しを行い、引き続き、利用者ニーズを踏まえた運行に努める必要があります。~~

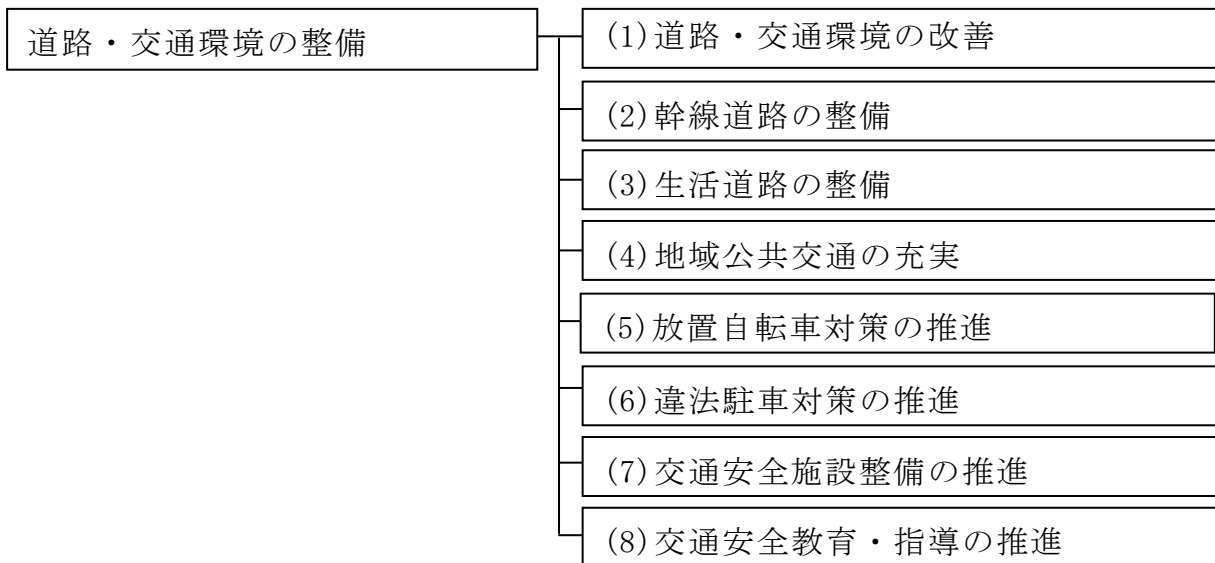
市内循環バスについては、大規模商業施設の開業に伴う民間路線バスが拡充されたことにより、利用者ニーズを踏まえた運行を検討する必要があります。

【文言の修正】路線バスの拡充があったため

⑫ ~~自転車に関係する交通事故が多発し、市内の全交通事故に占めるその割合は県内平均よりも高い状況にあることから、自転車の安全な利用を促進する必要があります。~~

【文言の追加】現在の状況や条例制定に伴うもの

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 道路・交通環境の改善（道路治水課）

①道路整備の基本方針により、市内の道路・交通環境の改善を計画的に進めます。

(2) 幹線道路の整備（道路治水課）

①幹線道路は、重点路線の選定や優先順位を定め、計画的な整備を進めます。

②老朽化した道路や橋については、点検や改修を計画的に行い、維持管理に努めます。

【参考】中期基本計画の主要事業

『幹線道路整備事業』（道路治水課）
市内の1、2級幹線道路の拡幅や線形の改良により道路網を整備するとともに、国道や県道との交差点などの改良については、国や県と連携・調整し、整備に努めます。

『都市計画道路整備事業』（まちづくり推進課）
交通の円滑化や地域の活性化を図るため、都市計画道路を整備します。

『住宅市街地総合整備事業（道路整備）』（道路治水課）
鶴瀬西・上沢地区の道路整備を行い、防災機能の向上と生活環境の改善を進めます。

『火葬場関連道路整備事業』（道路治水課）
火葬場・斎場の整備（平成20年開設済・入間東部地区衛生組合）に伴う周辺環境整備を行います。

『道路橋長寿命化修繕事業』（道路治水課）
道路橋の修繕計画を策定し、長寿命化と計画的な維持管理に努めます。

（3）生活道路の整備（道路治水課）

- ①市民の生活に最も密接な生活道路は、狭あいな道路の解消や歩道整備、舗装補修の維持管理など、安全安心な歩行空間づくりを進めます。

【参考】中期基本計画の主要事業

『生活道路整備事業』（道路治水課）
道路の拡幅整備などにより、安心して移動できる道路空間づくりを進めます。

『歩道整備事業』（道路治水課）
バリアフリー化に努めながら、歩道と車道の分離などにより地域の特性に考慮した歩行空間を整備します。

（4）地域公共交通の充実（交通・管理課）

- ①市内公共交通の現状や市民アンケート結果、富士見市地域公共交通会議*の検討結果を踏まえ、路線バスや循環バスなどの連携や充実によりを図り、利便性の高い交通網をの確立を目指します。

- ②~~駅ホームにおける視覚障がい者の安全対策として、ホームからの転落や列車との接触による事故等を防止するため、内方線付き点状ブロックの設置を推進します。~~

【文言の削除】事業完了となるため

【参考】中期基本計画の主要事業

『駅ホーム改善事業』（交通・管理課）
鉄道事業者が行う市内3駅のホームに内方線付き点状ブロック設置を支援します。

(5) 放置自転車対策の推進（交通・管理課）

- ① 駅周辺におけるまちなみの美観と交通の安全性を確保するため、駐輪需要に対し、各駅の特性に応じた自転車駐車場の整備に努めます。放置自転車対策を進めます。

【文言の修正】 分かりやすい表現とするため

- ② 地域住民及び関係機関の協力を得ながら、駅周辺などの自転車放置禁止区域における指導を強化します。

【参考】中期基本計画の主要事業

『駅前自転車対策事業』（交通・管理課）
駅周辺の自転車の放置を解消し、まちなみの美観と交通の安全性向上に取り組みます。

(6) 違法駐車対策の推進（交通・管理課）

- ① 違法駐車車両の解消のため、実情に応じた交通指導や交通規制の強化を警察に要請するとともに、運転者へのマナー遵守を促します。

(7) 交通安全施設整備の推進（道路治水課）

- ① 交通状況や危険箇所を把握に努めながら、道路照明灯や道路標識、道路反射鏡などの整備に努めます。また、道路附属物の改修を計画的に進めます。

【文言の修正】 現在の取り組み状況に反映したもの

- ② ~~道路の安全対策のため、信号機及び横断歩道を設置できるよう、警察署と連携・調整します。~~

安全な道路交通環境を確保するため、信号機及び横断歩道の設置について警察と連携・調整します。

【文言の修正】 文言整理に伴うもの

【参考】 中期基本計画の主要事業

『道路附属物維持管理事業』（道路治水課）

道路附属物（道路標識・道路照明灯・道路反射鏡）を総点検し、改修を進めます。

（8）交通安全教育・指導の推進（交通・管理課）

- ① ~~保育所、幼稚園、小中学校を対象とした交通安全教室や高齢者の事故防止対策などの講習会を開催する子どもや高齢者を対象にした交通安全教育を実施するとともに、市民・警察・行政が一体となって、交通安全運動や交通事故防止運動を展開します。~~

【文言の修正】 現在の取り組み状況を反映したもの

- ② 自転車の安全な利用を促進し、自転車関連事故の抑制に努めます。

【文言の追加】 現在の状況や条例制定を受けて追加するもの

第6節 上下水道の整備

1. 施策の方向性

安全で安心な水を安定して供給するため、給配水施設や基幹管路の耐震化、老朽化した水道管の更新を計画的に進めるとともに、災害時における供給体制の確保に努めます。また、健全な事業経営を推進します。

衛生的で快適な生活環境を保ち、河川の水質を保全するため、市街化区域内は公共下水道の完全整備を進めます。また、市街化調整区域内においては、地域の特性を考慮しながら、特定環境保全公共下水道や合併浄化槽などの手法により、地域環境の保全に取り組みます。

市街地の道路や地下施設の冠水などの都市型水害を防ぐため、計画的に雨水排水施設の整備・改修を進めます。

2. 現状と課題

①現在総給水量の8割がを県営水道から供給され購入しています。

②富士見市水道ビジョン（改訂版）*に基づき、「持続可能で信頼される水道事業」の実現のため、~~を~~目指す必要~~があり~~ます。取り組んでいます。

【文言の追加】水道ビジョン（改訂版）の策定に伴うもの

③安全で確実な給水体制を維持するため、~~アセットマネジメント*~~に基づく老朽管の更新や給配水施設の耐震化などを計画的に進めて~~いま~~す。いく必要~~あり~~ます。

【文言の修正】水道ビジョン（改訂版）の策定に伴うもの

④市街化区域*内は、鶴瀬駅東西口の土地区画整理事業施行区域及び水子地区の公共下水道整備を進めています。また、処理区域内の未接続世帯解消を進める必要があります。

⑤市街化調整区域*内は、河川の水質を保全し衛生的で快適な生活環境を保つため、特定環境保全公共下水道*の整備を進めています。また、~~処理区域内の未接続世帯解消を進める必要~~があります。

【文言の修正】現在の取り組み状況を反映したもの

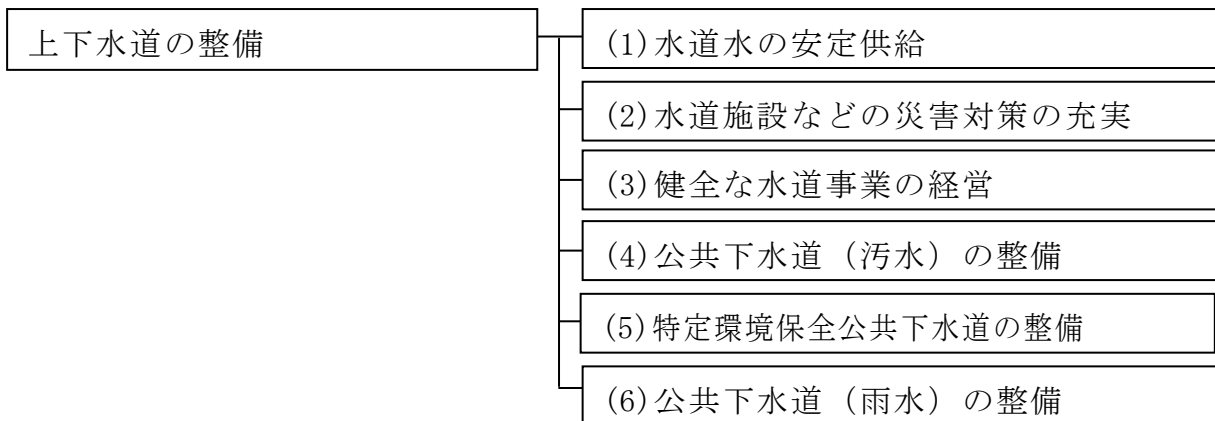
- ⑥雨水対策としては、これまで、~~桜井、別所、砂川堀、権平川、柳瀬川の各雨水幹線を整備するとともに、各雨水幹線の整備や流末のポンプ場整備などを進めてきました。~~引き続き、都市化の進展による市街地での冠水被害など都市型災害水害に対応するため、別所雨水幹線の整備延伸や新たに~~尺地雨水幹線の整備を行うとともに、ポンプ場機能の保全と拡充を計画的に進める必要があります。~~別所雨水ポンプ場の長寿命化と耐震化などを進めています。

【文言の修正】 事業の進捗に伴うもの

- ⑦下水道管渠については、今後、順次耐用年数を迎えることから、計画的な長寿命化及び更新を検討していく必要があります。

【文言の追加】 現在の取り組み状況を反映したもの

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 水道水の安定供給（水道課）

- ①水道水を安定的に供給するため、配水管や機械・電気設備などを計画的に更新するとともに、水質・水圧管理に努めます。

(2) 水道施設などの災害対策の充実（水道課）

- ①~~浄水場や老朽管の更新及び~~基幹管路の耐震化を計画的に進めるとともに、災害時の応急体制を充実します。

【文言の修正】 事業の進捗に伴うもの

【参考】中期基本計画の主要事業

『給配水施設整備事業』（水道課）

老朽管などによる漏水に対処するため、水道管の更新を行うとともに、地震による被害を最小限に抑えるため、浄水場などの耐震工事を行います。

（3）健全な水道事業の経営（水道課）

- ①利用者サービスの向上とともに、収入の確保及び経費の削減に努め~~ること~~で、引き続き、健全な水道事業経営を目指します。

【文言の修正】文言整理のため

（4）公共下水道（污水）の整備（下水道課）

- ①既成市街地などにおける公共下水道の整備を計画的に進め、計画区域内の整備完了を目指すとともに、水洗化を促進します。

【参考】中期基本計画の主要事業

『公共下水道（污水）の整備』（下水道課）

市街化区域における生活排水の適正処理を促進するため、処理計画区域内の整備完了を目指します。また、供用開始区域においては、水洗化率の向上を目指します。

（5）特定環境保全公共下水道の整備（下水道課）

- ①農業集落の生活環境向上と河川・水路などの汚濁防止のため、特定環境保全公共下水道*の整備を計画的に進め~~ます。~~るとともに、水洗化を促進します。

【文言の追加】現在の取り組み状況を反映したもの

【参考】中期基本計画の主要事業

『特定環境保全公共下水道などの整備』（下水道課）

農業集落における生活排水の適正処理を促進するため、特定環境保全公共下水道の整備を進めます。

(6) 公共下水道（雨水）の整備（下水道課）

- ①水害のない生活環境を確保するため、主要な雨水幹線を整備するとともに、ポンプ場などの雨水排水対策施設の整備を計画的に進めます。

【参考】中期基本計画の主要事業

『公共下水道（雨水）整備事業』（下水道課）

市街地の開発に伴う都市型水害対策のため、雨水排水施設の計画的な整備を進めます。

第7節 防災・防犯対策の充実

1. 施策の方向性

地震や水害など各種の災害から市民の生命や財産を守るため、災害協定など広域的な援助体制の構築や消防力の強化に努め、総合的な防災対策を進めます。また、建築物の耐震化を促進し、震災時における被害の軽減を図るとともに、市民一人ひとりの防災に対する意識の向上に取り組み、災害時に地域で助けあえる体制づくりを進めます。

多様化、複雑化する犯罪から市民の生活を守るため、防犯に対する意識啓発や地域ぐるみの防犯活動を充実していくとともに、市民、行政、警察の連携を強化し、犯罪が起こりにくい安全で安心なまちづくりを進めます。

2. 現状と課題

- ① ~~東日本大震災の教訓などを踏まえ、防災体制の強化が求められており、情報収集・伝達の強化、帰宅困難者対策、備蓄品の充実、自主防災組織の体制の強化、大規模停電発生時の対応など地域防災計画に基づいた防災対策について総合的に取り組んでいく必要があります。~~

東日本大震災をはじめとする、過去の災害の教訓を踏まえ、地域防災計画*の見直しも含めた防災対策の強化に総合的に取り組む必要があります。

【文章の修正】 最新の内容に置きかえをしたため

- ② ~~災害時における避難所運営の充実・強化を図るため、小・中学校の冷暖房設備の整備に併せ、全11小学校及び中学校1校では、災害時に避難所の備蓄燃料として活用することを想定し、熱源にLPガスを採用し、災害対応用のガスバルクタンクを設置しました。~~

災害時における地域の災害対応力の向上を図るため、総合防災訓練*や合同防災訓練*を実施し、災害対応用ガスバルクタンク*を用いた発電機の運用や炊き出し訓練を行っています。引き続き災害対応力の向上を目指して、実践的な訓練を行い、その結果の検証に努める必要があります。

【文章の修正】 最新の内容に置きかえをしたため

- ③ 地域における防災活動の中心となる自主防災組織*は、平成 ~~25~~²⁷ 年度 ~~3~~³ 月末現在で ~~354~~³ 3 団体が活動しており、今後もその育成と支援を進めるとともに、新たな組織の結成に対する支援を進める必要があります。

【文言の修正】 最新の数値に変更をしたため

- ④平成 2427 年度末現在、~~様々な分野の 24 団体 2728~~の様々な分野の企業・団体と災害協定を締結しています。

【文言の修正】最新の数値に変更をしたため

- ⑤高齢者や障がい者など災害時要援護者要配慮者*の支援については、自主防災組織*や地域の助け合いネットワークなどの住民組織と行政の連携による取り組みが進められています。また、要配慮者*のなかでも、特に自ら避難することが困難な避難行動要支援者*について、避難行動の支援に関する取り組みを進める必要があります。

【文言の修正】法改正のため

- ⑥河川改修や排水ポンプなどの整備により、大雨や台風などによる浸水被害は減少しているものの、近年多発している集中豪雨などによる都市型水害への対策が必要です。

- ⑦昭和 56 年以前の建築物*は、木造住宅などの耐震診断により、現状の把握と安全な住宅への改修を進めるため、耐震診断及び改修補助制度の活用を促す必要があります。

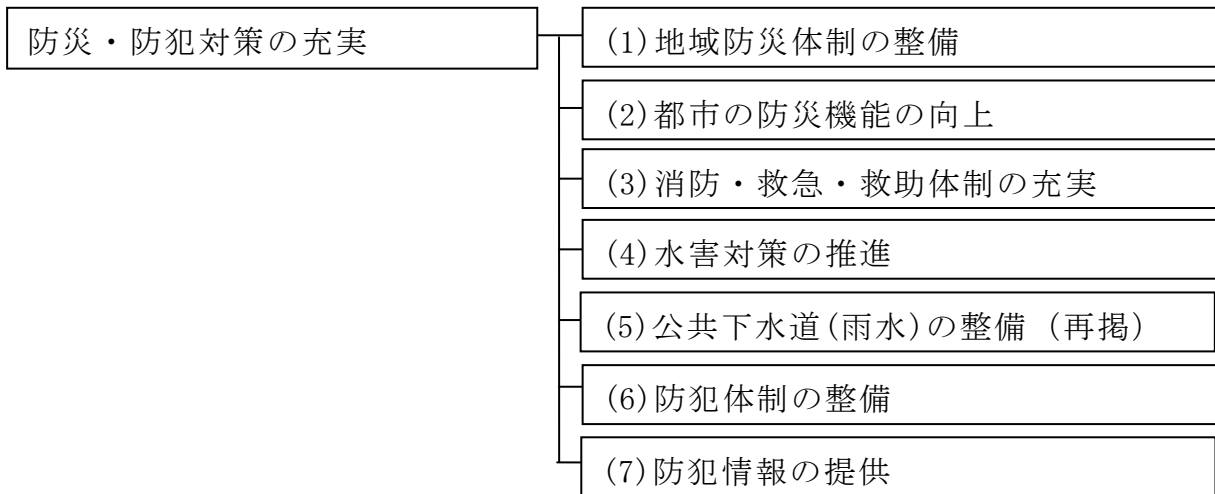
- ⑧本市における犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、近年は、児童生徒の登下校時を狙った犯罪や高齢者に対する詐欺など、犯罪内容が多様化しており、~~市民への啓発活動や地域ぐるみの見守り活動が重要となっています。~~いることから、富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画*に基づいた地域ぐるみの安全・安心な環境づくりを進めていきます。

【文言の追加】平成 28 年度に策定する計画の反映

- ⑨自主防犯組織*は平成 2427 年度末現在、全町会に組織されており、地域の防犯活動が行われています。また、青色防犯パトロール車両を使用した防犯パトロール活動は、市内全域で実施されています。

【文言の修正】最新のデータに置きかえをしたため

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 地域防災体制の整備（安心安全課）

①総合的な防災体制を確立するため、地域防災計画*に基づき、防災意識の向上や自主防災活動の育成支援、広域的な援助協力体制を構築するとともに、飲料水などの備蓄や防災資機材の整備などの充実に努めます。

②災害時における高齢者や障がい者など、乳幼児、その他特に配慮を要する要配慮者*への支援体制を、~~地域と連携しながら~~確立します。

【文言の修正】法改正のため

③避難行動要支援者*の避難行動支援に取り組みます。

【文言の修正】法改正のため

【参考】中期基本計画の主要事業

『防災対策事業（自主防災組織の結成・育成支援）』（安心安全課）
 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成支援を行います。また、防災リーダーを育成する取り組みを開始し、自主防災組織の育成支援を行います。

『防災対策事業（防災行政無線のデジタル化等）』（安心安全課）
 国の防災行政無線デジタル化施策により、市の防災行政無線をアナログ方式からデジタル方式へ変更します。

『防災対策事業（災害時備蓄品）』（安心安全課）

大規模災害に備え、各避難所に食料や毛布などの備蓄を行います。

『災害時要援護者支援事業（再掲）』（福祉課、安心安全課）

高齢者や障がい者など災害時における要援護者の情報を収集・整備し、平常時より関係者と情報共有し、個別支援計画や支援者用マニュアルを作成します。

（2）都市の防災機能の向上

（安心安全課、まちづくり推進課、道路治水課、建築指導課）

- ①災害に強いまちづくりを推進するため、防災空間や防災機能としての道路や公園などの整備を進めるとともに、避難場所となる公共施設の非構造部材*の耐震化に取り組みます。
- ②住宅の安全性を高めるため、木造住宅などの耐震診断や耐震改修を促進します。

【参考】中期基本計画の主要事業

『耐震改修促進事業』（建築指導課）

耐震診断・耐震改修工事に対する助成を行います。

（3）消防・救急・救助体制の充実（安心安全課）

- ①入間東部地区消防組合と連携し、より高度な消防・救急・救助体制を確立します。
- ②~~消防団車庫の建替えや車両の更新を計画的に進めます。~~
地域防災力の向上のため、消防団の装備の充実や団員確保の取り組みなど、計画的な支援を引き続き実施します。

【文言の修正】最新の施策を反映したため

【参考】中期基本計画の主要事業

『富士見市消防団活性化事業』（安心安全課）

老朽化が進む消防団分団車庫の建替えや消防自動車の更新を進めます。

(4) 水害対策の推進（安心安全課、道路治水課）

- ①河川の治水機能を維持向上させるため、河川や水路及び排水ポンプの整備などを計画的に進めます。
- ②低地部での雨水による浸水被害の発生を防止するため、宅地内浸透処理や一時的貯留などにより、雨水の流出抑制を進めます。
- ③~~洪水時の浸水状況を想定した洪水ハザードマップや地形、災害履歴などの災害危険情報を市民に提供し、水害に対する意識を高めます。~~
水害に対する意識を高めるため、洪水時の浸水状況を想定した洪水ハザードマップ*や、がけ崩れなどが発生した場合に被害を受けるおそれのある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を示した土砂災害ハザードマップ*を活用し、避難に関する情報、避難時の心得、地形や災害履歴などの災害危険情報を市民に提供します。
【文言の修正】 中期課題を反映したため
- ④集中豪雨などによる都市型水害の対策を進めます。

【参考】 中期基本計画の主要事業

『浸水対策事業』（道路治水課）

集中豪雨等による都市型水害が発生している地域において浸水被害を防止するため、浸水対策工事を進めます。併せて、ポンプ場のポンプや非常通報装置の交換・設置を進めます。

(5) 公共下水道（雨水）の整備（再掲）（下水道課）

- ①水害のない生活環境を確保するため、主要な雨水幹線を整備するとともに、ポンプ場などの雨水排水対策施設の整備を計画的に進めます。

【参考】 中期基本計画の主要事業

『公共下水道（雨水）整備事業』（下水道課）

市街地の開発に伴う都市型水害対策のため、雨水排水施設の計画的な整備を進めます。

(6) 防犯体制の整備（安心安全課、道路治水課）

①犯罪の防止を図るため、自主防犯組織*に対し、防犯パトロール用品の配布、ボランティア保険の加入などの支援を行い、市民と行政の協働による防犯活動を進めます。

②市民青色防犯パトロール隊による防犯パトロール活動を進めます。

~~③犯罪の防止や安全で安心して生活できる環境を確保するため、防犯灯の適切な設置及び改修に努めます。~~

安全で安心な生活ができる環境を確保するため、防犯灯の設置及び改修に努めます。また、犯罪の抑止や早期解決への効果が期待される防犯カメラの設置に関する基本的な方針の検討を進めます。

【文言の追加】 総合戦略を反映したため

【参考】 中期基本計画の主要事業

『防犯対策事業』（安心安全課）

自主防犯組織による防犯パトロールへの支援を行うとともに、防犯に対する研修を充実し、地域における防犯体制の強化に努めます。

(7) 防犯情報の提供（安心安全課）

①地域における防犯体制を強化するため、警察との連携により、地域の犯罪情報を地域・学校・家庭に提供し、情報の共有化を進めます。

第8節 消費生活・市民相談の充実

1. 施策の方向性

市民が抱える不安や悩みを解消し、様々なトラブルに巻き込まれることなく安心した生活を送ることができるよう、情報の提供と相談体制の充実に努めます。

2. 現状と課題

- ①市民相談に関する相談件数は、平成26年度1,122件、平成27年度1,081件と推移しており、特に法律に関する相談件数が多くなっています。

【文言の追加】市民相談に関する現状を追加

- ②消費生活に関する相談件数は、~~平成16年度をピークに減少傾向にある一方、~~平成26年度676件、平成27年度636件と推移しており、その相談内容は複雑化、多様化していることから、様々な相談内容に対応できる体制を強化が求められています。

【文言の修正】最新の内容に更新したため

- ③富士見市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を施行し、消費生活相談の位置づけや消費生活相談員の資格と役割を明確化しました。

【文言の追加】消費生活センターを追加したため

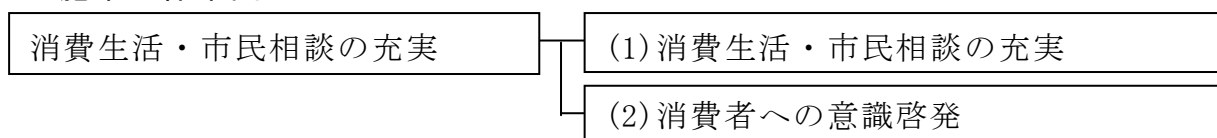
- ④消費者被害を未然に防ぐため、消費生活に関する情報の提供や、消費生活講座の開催などを通じて、~~トラブルに巻き込まれないよう、~~消費者の意識啓発を行っています。

【文言の修正】分かりやすい表現とするため

- ⑤~~平成24年に~~消費者教育の推進に関する法律に基づきが施行され、消費者の自立を支援するため、消費者教育を総合的かつ一体的に推進する取り組みや体制づくりが求められています。

【文言の修正】表現を分かりやすくするため

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 消費生活・市民相談の充実（人権・市民相談課）

- ①多様化する相談内容に対応するため、専門知識を有する相談員などによる相談体制の充実に努めます。また、相談員に対する研修の充実に努めます。

(2) 消費者への意識啓発（人権・市民相談課）

- ①~~市民が消費者被害にあわないよう、消費生活に関する情報提供や啓発に取り組めます。~~

市民の消費者被害を防ぐため、さらなる消費生活に関する情報提供や意識啓発の充実に取り組めます。また、地域の様々な団体などと連携を図り、近年増加している高齢者の消費者トラブルの防止に努めます。

【文言の修正】消費者安全法の改正を踏まえて修正

